

苫小牧市男女平等参画基本計画（第3次）

【第2稿】

苫小牧市

苫小牧市男女平等参画都市宣言

先人が築いた歴史と文化に恵まれ 大自然にいだかれて
ものづくりの息吹を感じ 躍動するまち「とまこまい」
かけがえのないこのまちに 新たな光をそそぎ
平和な未来を子どもたちにつなぐため
わたしたち苫小牧市民は
世代や性別を超え 人権を尊重し
いきいきとこころ豊かに暮らす社会の実現をめざし
ここに「男女平等参画都市」を宣言します

私たちは

- 1 互いに支え合うあたたかい地域をつくります
- 1 手をたずさえ責任を担う家庭をつくります
- 1 個性や能力を活かせる職場をつくります
- 1 平等意識を育てる教育をめざします

平成 25 年 11 月 17 日

苫小牧市

はじめに

(内容)

平成 30 年 2 月
苫小牧市長 岩 倉 博 文

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の経過と背景	3
2 計画の目的	7
3 計画の性格	7
4 計画の期間	7
5 計画の基本理念と基本目標	8
6 計画の体系	11
7 数値目標	12

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女平等参画の意識改革	15
推進の方向1 男女平等参画の推進	15
推進の方向2 男女平等参画の視点に立った教育の推進	19
推進の方向3 性の尊重など人権についての認識の浸透	22
基本目標Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶（DV防止計画）	25
推進の方向1 配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の推進	25
推進の方向2 DV被害者への支援体制の充実	27
基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進（女性活躍推進計画）	29
推進の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	29
推進の方向2 家庭生活と他の活動との両立支援	34
推進の方向3 就労等における男女平等の確保	38
推進の方向4 地域社会への男女平等参画の促進	42
基本目標Ⅳ 健康で生き生きと暮らせる環境の整備	45
推進の方向1 生涯にわたる健康づくりの推進	45
推進の方向2 高齢者等が安心して暮らすための環境の整備	47
総合的な推進	50

参考資料

- ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- ・男女共同参画社会基本法
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- ・苫小牧市男女平等参画推進条例
- ・苫小牧市男女平等参画基本計画（第3次）策定の経緯
- ・苫小牧市男女平等参画審議会委員名簿
- ・男女平等参画行政関係年表

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の経過と背景

【世界の動き】

国際連合は昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と定め、この年のメキシコシティで開催された国際婦人年世界会議において、平等・開発・平和の3つの目標の実現を目的とした「世界行動計画」を採択しました。続く昭和51年(1976年)から昭和60年(1985年)までの10年を「国連婦人の10年」と定め、女性の地位向上を図るための行動が世界的規模で始まり大きな進展をもたらすことになりました。

昭和54年(1979年)には、国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。また、平成7年(1995年)に北京で開催された「第4回世界女性会議」では、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、平成12年(2000年)には、ニューヨークにおいて、女性2000年会議と題した国連特別総会が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」を再確認する「政治宣言」と「成果文書」が採択されました。その後、平成17年(2005年)に「第4回世界女性会議」(北京会議)から10年目を記念してニューヨークにおいて「第49回国連婦人の地位委員会」(北京+10)が開催され、一層の取組を国際社会に求めました。さらに、平成27年(2015年)には、北京会議から20年目を記念してニューヨークにおいて「第59回国連婦人の地位委員会」が開催され、これまでの取組状況に関するレビューを行うほか、広報・啓発等の活動を行っています。

【国内の動き】

戦後の婦人参政権の実現と、昭和21年(1946年)に制定された日本国憲法における男女平等の明記が、日本の女性の地位向上の大きな転機となりました。

その後の国際的な動きに対応して、昭和50年(1975年)に国内本部機構として婦人問題企画推進本部が設置され、昭和52年(1977年)には「国内行動計画」を策定しました。以降、昭和60年(1985年)には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、男女平等に関する法や制度の整備が大きく前進しました。

平成11年(1999年)6月、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」を施行し、平成12年(2000年)には、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定しました。さらに、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、平成27年(2015年)に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が制定されました。これを受け、平成27年(2015年)には、平成37年(2025年)年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32年(2020年)年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定める「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。

北海道においては、「北海道婦人行動計画」、「北海道女性の自立プラン」、「北海道男女共同参画プラン」と計画を策定し、施策を推進してきました。平成13年（2001年）には、「北海道男女平等参画推進条例」を制定し、この条例に基づく基本計画として、平成14年（2002年）に「北海道男女平等参画基本計画」を、平成20年（2008年）に「第2次北海道男女平等参画基本計画」を策定し、施策に取り組んできました。この計画の期間終了に伴い、平成30年（2018年）からの「第3次北海道男女平等参画基本計画」を策定しました。

【苫小牧市の動き】

苫小牧市は、平成3年（1991年）「苫小牧市女性活動計画～男女がつくる社会を目指して～」を策定し、「女性の自立と男女平等意識の高揚」「女性の健康と福祉の充実」「女性の社会参加」の3つの柱を定め施策を進め、平成13年（2001年）には「とまこまい男女共同参画プラン21」を策定し施策を進めてきました。

平成19年（2007年）には「苫小牧市男女平等参画推進条例」を施行し、基本理念、市、市民、事業者の責務、施策の基本的事項と市長の附属機関として苫小牧市男女平等参画審議会の設置を定めました。平成21年（2009年）には、「苫小牧市男女平等参画基本計画（第2次）」を策定し、市としての取り組みを推進してきました。

また、苫小牧市での男女平等参画の推進に向けた大きな一歩として、平成25年（2013年）には、男女平等参画社会の実現に向けて、市民意識の一層の高揚と気運を醸成することを目的に、北海道で初めてとなる男女平等参画都市を宣言しました。

宣言において、市民、事業者、市が一体となって男女平等参画社会を目指す取組を推進していくことを表明し、同時に宣言の浸透を図るため、国内最大規模の大会である日本女性会議の開催を誘致することとし、平成29年（2017年）、「日本女性会議2017とまこまい」を開催しました。

日本女性会議の開催で得られた成果と気運の高まりを生かし、今後の施策を計画的に推進するため、「苫小牧市男女平等参画基本計画（第3次）」を策定しました。

<苫小牧市男女平等参画都市宣言について>

平成6年（1994年）の男女共同参画推進本部の設置、平成11年の男女共同参画基本法の制定により、全国の自治体で男女共同参画の推進に係る取り組みが積極的に進められる中、本市では苫小牧市総合計画第4次基本計画（平成10～19年度）の部門別計画の中で「男女共同参画社会の実現」を目指すこととし、これを踏まえ平成11年（1999年）3月の市議会定例会において、苫小牧男女共同参画都市宣言を求める陳情が採択されました。

平成13年（2001年）に北海道男女平等参画推進条例の施行に併せ、本市においても「苫小牧市男女共同参画プラン21」を策定し、男女平等参画に係る総合的・具体的施策を進めながら、さらに男女平等参画の理念を広く市民に浸透させるため、「苫小牧市男女平等参画推進条例」の制定、「男女平等参画都市宣言」を目指すこととしました。

平成19年4月には男女平等参画に関わる基本理念や実施主体の責務、計画の策定や審議会の設置など施策の基本的事項を定めた「苫小牧市男女平等参画推進条例」を制定し、平

成 21 年（2009 年）には苫小牧市男女平等参画基本計画（第 2 次）を策定する中で、男女平等参画都市宣言に向けた具体的な検討を始めました。

都市宣言は、男女平等参画の意識を醸成し平和な未来を持続するため男女平等参画社会の実現を目指す決意と、地域、家庭、職場、教育それぞれの場面において、男女平等参画社会を実現するための具体的な目標を掲げました。市民が一体となり世代や性別を超えてお互いの人権を尊重し、平等にいきいきと心豊かに暮らす男女平等参画社会を目指すこととして、平成 25 年（2013 年）11 月 17 日、北海道初となる苫小牧市男女平等参画都市宣言を行いました。

＜日本女性会議 2017 とまこまいについて＞

苫小牧市男女平等参画都市宣言を受け、市民、事業者、市が一体となって男女平等参画の更なる浸透を図るため、日本女性会議の開催を誘致することとなりました。

日本女性会議は男女平等参画社会の実現に向けた課題の解決と参加者相互の交流促進やネットワーク化を図ることを目的として、昭和 59 年（1984 年）名古屋市の第 1 回大会開催以来全国各地で開催されており、苫小牧大会が 34 回目となります。

とまこまい大会のコンセプトである「市民・団体の力+企業の力+行政の力=オールとまこまい」を合言葉に、平成 27 年（2015 年）5 月の開催決定後、8 月に実行委員会を設置し、777 日間の準備期間を経て平成 29 年（2017 年）10 月、全国から約 2,000 人の参加者、800 人を超えるボランティアにより、「男女平等参画について考える 日本女性会議 2017 とまこまい」が開催されました。

大会では、特別揮毫（きごう）・講演や記念講演のほか、男女平等参画社会を目指す上で課題である、DV、災害、人権、ワークライフバランス、貧困、高齢者の生きがい、平和、ダイバーシティ、教育、健康と食育、日本の「男女（みんな）」よ幸せになろうの 11 テーマで分科会を設定し、全国からの参加者が活発な意見交換を行ったほか、大会宣言では、一人ひとりがそれぞれの立場と役割を踏まえて、男女平等参画社会を目指すために行動することを発信しました。

○大会テーマ

「北の大地で語ろう これからの未来の一步を」

男女平等参画社会を目指すために、「日本女性会議 2017 とまこまい」において、今からできること、そして未来へつなぐための一步になることを語り考える大会にすることをテーマとしました。

○大会ロゴ

苫小牧市の木の花ハスカップは、夏に 1.5 センチほどの甘酸っぱい紫色の実を付けます。その大きさや味は、一つひとつ違いますが、どれも同じハスカップです。

みんなが同じ人間として同じ権利を持ち、能力や個性が十分発揮できる社会になってほしいという願いを込めています。



○日本女性会議 2017 とまこまい 大会宣言

「北の大地で語ろう これからの未来の一步を」のテーマのもと、男女平等参画社会の実現に向けチャレンジを始めた苫小牧にお集まりいただいたみなさん

「平等・開発・平和」世界にこの目標が掲げられた国際婦人年から 42 年経ちました。この間、日本女性会議も 34 回を数え、私たちは、たくさんの議論を重ねてきましたが、乗り越えなければならない課題がまだ多くあります。

いま、私たちは、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入する時代を迎えています。その課題解決のためにも、互いに人権を尊重しあう男女平等参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき 21 世紀のもっとも重要な課題です。

私たちは、これまでも課題と位置付けられながら、時代の変化とともに、更に深く、拡大しているDV、人権、教育、健康、雇用などの身近な問題、災害、平和といった安心できる社会の基礎となるべき問題と向き合いました。これからの男女平等参画社会を目指すために必要なのは、連携と協働です。私たちは、この日本女性会議でそのことを知り確信しました。

私たちは、一人ではありません。この大会でつながった大きな輪を大切にしたいと思えます。私たちは、男女平等参画社会の実現への歩みを着実に進め、平和な未来、一人ひとりが生きやすい社会の”バトン”を子どもたちにつなぎます。

大会の名により、それぞれの立場と役割をふまえて、男女平等参画社会の実現を目指すために宣言します。

- 1 私たちは、お互いの人権を尊重し、生きやすい地域社会をつくるために行動します。
- 1 一人ひとりの個性や能力を活かしながら生活環境も大切にする働きやすい職場を目指すために行動します。
- 1 男女平等参画社会を目指すための連携や協働を進めるために積極的に行動します。

北の大地からチェンジ！！

平成 29 年（2017 年）10 月 14 日

日本女性会議 2017 とまこまい

2 計画の目的

この計画は、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様な生き方を認め、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、能力を十分に活かすことのできる男女平等参画社会の実現に向け、家庭・学校・職場・地域社会などのあらゆる場面において誰もが社会参画できるように市民、事業者、国などと連携協力し、市が取り組む施策の基本的な考え方や方向を示し総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

3 計画の性格

- この計画は、苫小牧市男女平等参画推進条例第 8 条の規定に基づき、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として策定するもので、平成 21 年 1 月に策定した「苫小牧市男女平等参画基本計画（第 2 次）」の後継計画となるものです。
- 市のまちづくりにおける総合的指針である「苫小牧市総合計画（基本構想・第 6 次基本計画）」の基本計画において、自治体運営に関する基本的な方針として示された「男女平等参画の推進」を具体的に実施するための計画として位置づけるとともに、「日本女性会議 2017 とまこまい大会宣言」の主旨を踏まえ策定しています。
- 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の取組の強化を図るため、「基本目標Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶」を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第 2 条の 3 第 3 項に規定する市町村基本計画（DV防止計画）に位置づけます。
- 誰もが対等な構成員として個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画する社会を目指すため、「基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進」を、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第 6 条第 2 項に規定する市町村推進計画（女性活躍推進計画）に位置づけます。

4 計画の期間

平成 30 年度（2018 年度）から平成 39 年度（2027 年度）までの 10 年間とし、「施策の内容」については 5 年間で見直しを行います。なお、計画期間中において社会状況等の変化に応じ見直しを検討します。

5 計画の基本理念と基本目標

苫小牧市男女平等参画推進条例において、男女平等参画を推進するため、次の 6 つの基本理念を定めています。

基本理念	男女の人権の尊重 社会における制度又は慣行についての配慮 政策等の立案及び決定への平等参画 家庭生活における活動と他の活動の両立 性と生殖に関する健康への配慮 国際社会における取り組みへの配慮
------	---

これらの基本理念を踏まえて、苫小牧市男女平等参画基本計画（第 3 次）では、4 つの基本目標を設定し、その基本目標に沿って施策を進めます。

基本目標	I 男女平等参画の意識改革 II 配偶者等からの暴力の根絶 III あらゆる分野への男女平等参画の推進 IV 健康で生き生きと暮らせる環境の整備
------	---

基本目標 I 男女平等参画の意識改革

男女平等参画社会の実現に向けて、多様性を受け入れ、違いを認め合うダイバーシティ*1 の理解や性別による固定的な役割分担意識の解消、男女平等参画意識の醸成を図るための啓発を進めます。

あらゆる教育の場で、平等と人権尊重を基本とした男女平等参画の視点に立った教育と学習の充実に努めます。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）*2 やセクシュアル・ハラスメント*3 などの暴力は、被害者の多くは女性であり、人権を著しく脅かす行為として根絶を目指します。

推進の方向	1 男女平等参画の推進 2 男女平等参画の視点に立った教育の推進 3 性の尊重など人権についての認識の浸透
-------	---

*1 ダイバーシティ

多様性を受け入れ、尊重することをいいます。一人ひとりの違いを認め合い、違いに価値を見出すという考えです。

*2 ドメスティック・バイオレンス (DV)

苫小牧市男女平等参画推進条例では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいうと定義し、配偶者には事実婚や元配偶者も含まれ、暴力は身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力も含まれます。

*3 セクシュアル・ハラスメント

苫小牧市男女平等参画推進条例では、性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいうと定義しています。

相手の意に反した、性的な言動や身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさを広めること、わいせつな写真を掲示などが含まれます。特に雇用の場では、その行為の対応で仕事上の不利益を与えたり就業環境を悪化させることとなります。

基本目標Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶 (DV防止計画)

配偶者や配偶者以外のパートナーからの暴力は、重大な人権侵害です。男女平等参画社会の実現を図るため、配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の推進を図ります。

また、DV被害者への支援体制の充実を図ります。

- 推進の方向
- 1 配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の推進
 - 2 DV被害者への支援体制の充実

基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進 (女性活躍推進計画)

男女平等参画社会は、誰もが個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画し、ともに責任を担い成果を分かち合う社会です。

このため、まちづくりにおいて性別にかかわらず意見が反映されるよう政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

また、家庭や仕事、地域社会などの活動を両立できるよう支援し、さまざまな分野の男女平等参画の推進を図ります。

- 推進の方向
- 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - 2 家庭生活と他の活動との両立支援
 - 3 就労等における男女平等の確保
 - 4 地域社会への男女平等参画の促進

基本目標Ⅳ 健康で生き生きと暮らせる環境の整備

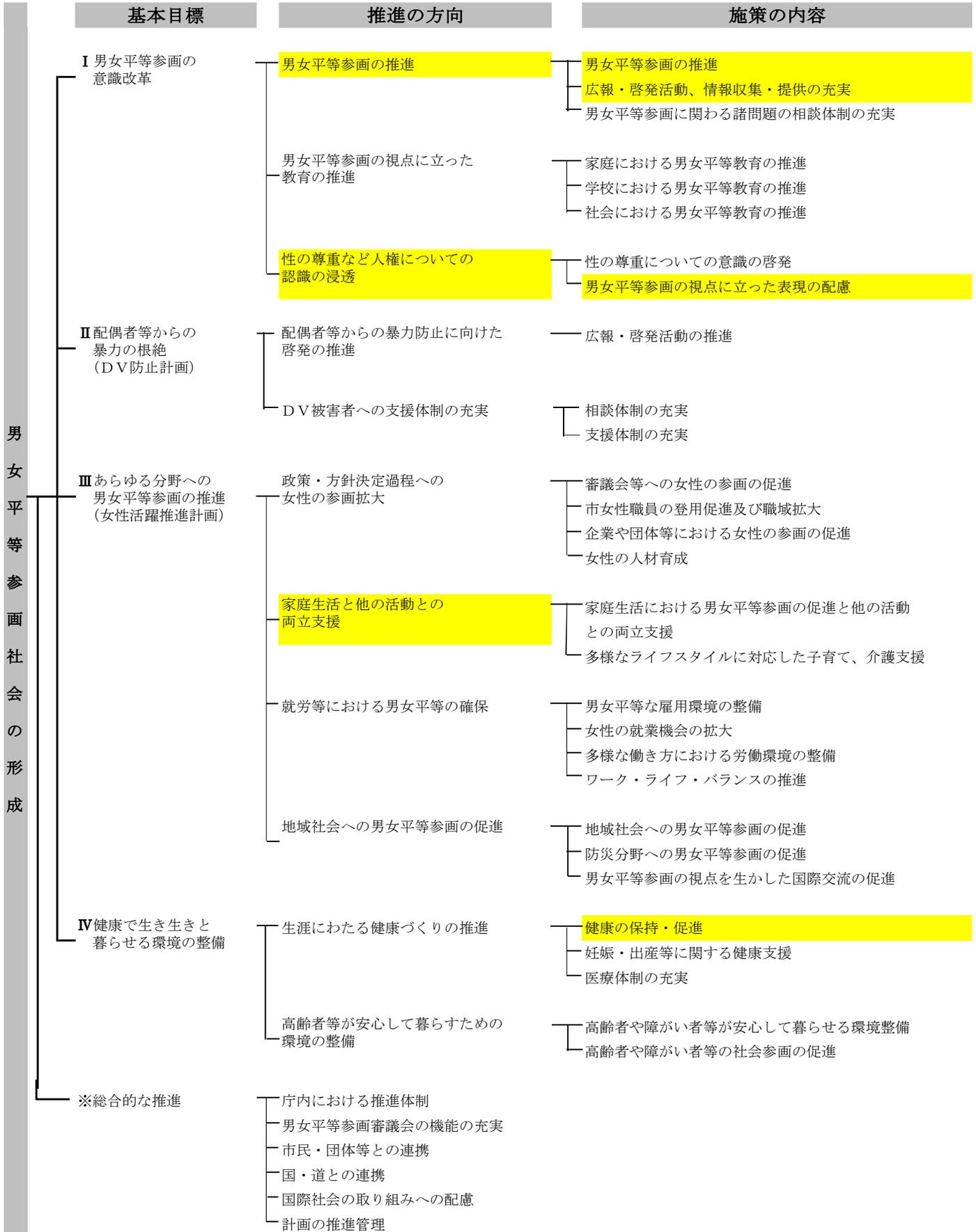
生涯を通じて健康で生き生きと暮らすことは、市民すべての願いです。男女が互いの身体的特徴を理解し、思いやりをもった健康づくりを進めます。

特に女性は、妊娠・出産など特有の機能により生涯にわたる健康上の問題を抱えていることから主体的に健康管理ができるよう支援します。

また、高齢者や障がいのある方等が、生きがいをもって社会参画ができ、安心して暮らせる環境を整備するよう努め、高齢化社会に対応した男女平等参画の推進を図ります。

- | | |
|-------|------------------------|
| 推進の方向 | 1 生涯にわたる健康づくりの推進 |
| | 2 高齢者等が安心して暮らすための環境の整備 |

6 計画の体系



7 数値目標

この計画を推進するため、次の数値目標を設定します。

基本目標	項目	現状値	目標値(H34)
I 男女平等 参画の意識 改革	男女平等参画に関する市民意識調査で「社会全体で男女の地位などに差はない」と感じている人の割合	14.9% (H27年度調査)	25.0%
	男女平等参画に関する市民意識調査で「苫小牧市男女平等参画都市宣言」を見聞きしたことがある市民の割合	40.0% (H27年度調査)	70.0%
	生涯学習講座受講者延べ人数	8,248名	8,300名
	性教育講演会開催高校数	5校	11校
II 配偶者等 からの暴力 の根絶 (DV防止 計画)	男女平等参画に関する市民意識調査(中学生)で「デートDV」を「知っている」と答えた人の割合	23.3% (H28年度調査)	50.0%
	男女平等参画に関する市民意識調査(高校生以上)で「デートDV」を「知っている」と答えた人の割合	54.2% (H28年度調査)	70.0%
III あらゆる 分野への男 女平等参画 の推進(女 性活躍推進 計画)	パパママ教室の参加組数	185組	216組
	パパカフェの参加組数	27組	30組
	一時保育事業実施か所数	5	7
	休日保育事業実施か所数	2	4
	延長保育事業実施か所数	8	12
	地域子育て支援拠点事業実施か所数	4	5
	児童センター利用者数の増	116,616名	149,000名
	とまベビータイムの開催児童センターの増	6	7
	子ども発達相談実施件数	455	550
在籍児童の指導実績	7,245	8,000	

基本目標	項目	現状値	目標値(H34)
Ⅲあらゆる分野への男女平等参画の推進（女性活躍推進計画）	乳児家庭全戸訪問事業実施率	98.8% (H27年度)	100%
	自主防災組織等への女性の参画	25%自主防災組織連合会専門委員	30%
	市民防災講座等への女性参画	15%	20%
	異文化に触れる講座・事業の参加者延べ人数	643名	670名
	市や国際交流関係団体等が実施する国際交流事業に参加したことのある市民の割合	—	15%
	国際交流ボランティア登録者数	125人	175人
	国際交流サロン利用者数	1,100人	1,500人
	市の審議会等の女性委員の割合	26.0% (H29.3現在)	30%
	市職員の女性管理職の割合	21.7% (H28.4.1現在)	25% (H32年度)
	市職員の女性係長職の割合	26.2% (H28.4.1現在)	30% (H32年度)
Ⅳ健康で生き生きと暮らせる環境の整備	市職員の女性受験者数の増加	27.5% (H28年度)	33%
	市男性職員の育児休業取得者の増加	3.9% (H28年度)	10%
	市職員の時間外勤務数の削減（上限360時間超え職員の減）	155人 (H28年度)	125人
	特定健康診査の受診率	33.4% (H27年度法定数値)	50% (H35年度)
	がん検診受診率(胃・肺・大腸・子宮頸・乳がん検診の平均)	14.2%	40%
	市民健康教室及び集団教育(出前講座)の参加者数	1,473人	1,500人
	「市民の運動・スポーツ活動実態調査」における市民の週1回以上運動を行う割合	53.9% (H26年度)	64%

基本目標	項目	現状値	目標値(H34)
IV健康で生き生きと暮らせる環境の整備	乳幼児健診の受診率	94～98%	100%
	介護支援いきいきポイント事業の新規登録者数	70	70
	認知症サポーター養成講座	15,587	21,000
	市庁舎内洋式トイレを暖房・温水便座に変更	48.7% (39か所中 19か所実施済)	100% (残り 20か所実施予定)
	市庁舎内トイレに手すりの設置	4%	50%
	市庁舎内洋式トイレの増設	41.9%	50%
	高齢者対象事業の延べ参加人数	3,097名	3,120名
	リニューアル公園数	136か所 (H28年度調査)	161か所
	高齢者ボランティア主体の事業数	15事業	18事業
	ジョブユーチ養成研修受講助成累計件数	4件	14件
	障害者雇用奨励金交付実績	3名 (H28年度)	5名

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女平等参画の意識改革

推進の方向1 男女平等参画の推進

苫小牧市男女平等参画推進条例において、「男女平等参画」を、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいうと定義しています。

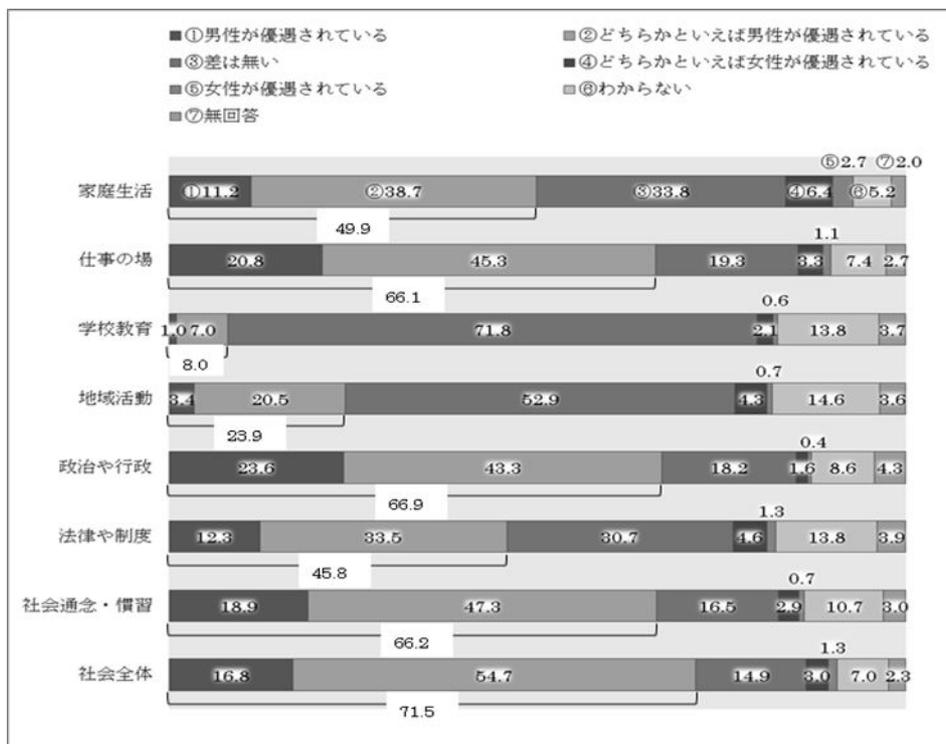
「男女の地位などは平等になっていると思うか」について、平成28年（2016年）2月から3月に実施した男女平等参画に関する市民意識調査では、学校教育の場及び地域活動の場で男女平等と答えた人が半数を超えたほかは、男女の平等感は低いという結果になっています。（参考図表1）

また、性別による固定的役割分担意識については減少傾向にあるものの、依然として残っています。（参考図表2）

この性別による固定的な役割分担意識を始めとした多様な生き方を阻害する社会的慣行は、世代や性別、障がいの有無、国籍などの違いを認め合い多様な生き方を選択するうえで妨げとなるものです。

性別等にとらわれず、それぞれの個性と能力を発揮できることが重要であり、男女平等参画社会の実現の必要性を知り、意識改革がされるよう啓発を行う必要があります。

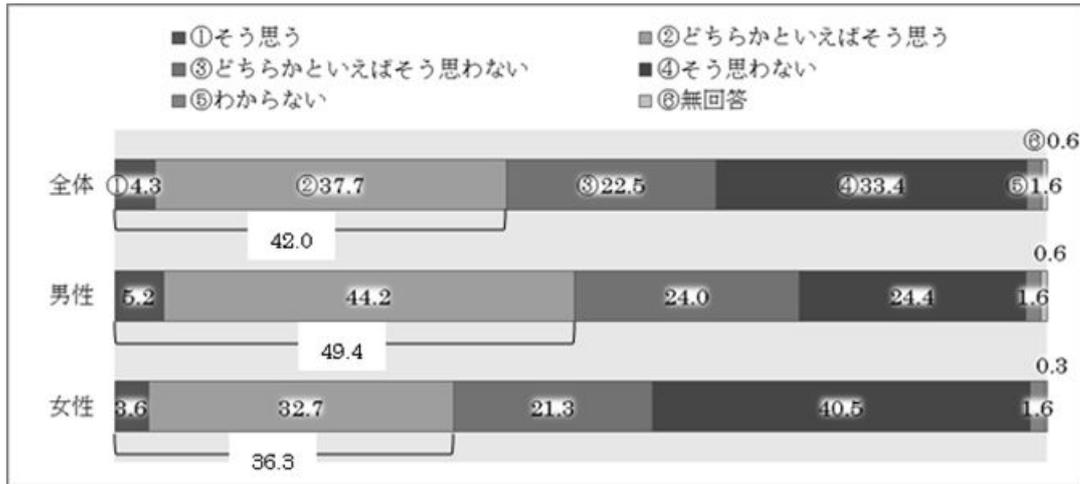
参考図表1 男女の地位などの平等感



全体 N=698 【単位 %】

※平成28年（2016年）2月～3月実施「男女平等参画に関する市民意識調査」（市民生活部男女平等参画課）

参考図表 2 役割分担意識 「男は仕事、女は家庭」の考え方について



全体 N=698、男性 N=308、女性 N=385 【単位 %】

※平成 28 年(2016 年)2 月～3 月実施「男女平等参画に関する市民意識調査」(市民生活部男女平等参画課)

男女平等参画の推進

苫小牧市男女平等参画推進条例
 第 3 条 2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
 第 10 条 市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、情報の提供、広報、啓発活動その他適切な措置を講じるものとする。

施策の内容	担当部
(1) 男女平等参画都市宣言の普及・啓発 男女平等参画社会の実現に向け男女平等参画都市宣言の普及と啓発に努めます。	市民生活部
(2) 市民・団体、企業、行政の連携と協働 男女平等参画社会を目指すために必要な連携・協働の仕組みづくりに努めます。	市民生活部
(3) 男女平等参画に向けた平和意識の高揚 男女平等参画社会の実現に向け、恒久平和の意義及び非核三原則の趣旨について広く市民に普及するよう努めます。	総合政策部
(4) 人材育成、活動団体の支援 市民が主体となって行う男女平等参画にかかる学習や推進活動を支援します。	市民生活部 教育部

主な事業

- (1) 男女平等参画都市宣言に関する情報発信 (市民生活部男女平等参画課)
男女平等参画都市宣言啓発リーフレット及び名刺台紙の配布 (市民生活部男女平等参画課)
- (2) 連携・協働の仕組みづくりの検討 (市民生活部男女平等参画課)
- (3) 非核平和事業 (総合政策部政策推進課)
- (4) 男女平等参画に関する研修会等派遣事業 (市民生活部男女平等参画課)
 苫小牧男女平等参画推進協議会補助金 (市民生活部男女平等参画課)
 苫小牧市婦人団体連絡協議会補助金 (教育部生涯学習課)
 女性団体等学習活動援助事業 (市民生活部男女平等参画課)

■ 広報・啓発活動、情報収集・提供の充実

苫小牧市男女平等参画推進条例
 第 12 条 市は、市民等が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
 第 14 条 市は、男女平等参画に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

施策の内容	担当部
(1) 広報誌・情報誌等による広報活動の推進 市民や団体、企業等に男女平等参画の理解を深めてもらうために、広報誌や情報誌、またインターネットの活用など、多様な媒体を用いて啓発活動を行います。	市民生活部
(2) 学習会・講演会等による啓発活動の推進 さまざまな課題を取り上げた学習会や講演会等を開催し啓発活動を行います。	市民生活部
(3) 男女平等参画関連の情報収集と提供 男女平等参画推進センターを中心に、男女平等参画に関する法律・制度の図書資料や関連情報の収集と提供に努めます。	市民生活部
(4) 各種調査の充実 男女平等参画に関わる各種調査の充実に努めます。	市民生活部 産業経済部

主な事業

- (1) 男女平等参画情報誌「ふりーむ」の発行 (市民生活部男女平等参画課)
 男女平等参画に関する情報発信 (市民生活部男女平等参画課)
 男女平等参画の視点からの広報等の手引き作成 (市民生活部男女平等参画課)
- (2) 男女平等参画講演会・講座の開催 (市民生活部男女平等参画課)
- (3) 男女平等参画推進センター図書資料室の充実 (市民生活部男女平等参画課)
- (4) 男女平等参画に関する市民意識調査 (市民生活部男女平等参画課)
 労働基本調査 (産業経済部工業労政課)

■男女平等参画に関わる諸問題の相談体制の充実

苦小牧市男女平等参画推進条例
 第 18 条 市民等は、市が行う男女平等参画に関する施策に対する苦情があるとき、又は男女平等参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。
 2 市長は、前項の規定による申出を受ける窓口を設置するとともに、当該申出を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講じるよう努めるものとする。

施策の内容	担当部
相談・苦情処理 男女平等参画に関わる相談や、市が行う男女平等参画に関する施策に対する苦情、男女平等参画を阻害するおそれのある問題に関する申出に対し、関係機関と連携し適切な対処に努めるとともに、申出制度の周知を図ります。	市民生活部

主な事業

女性弁護士による無料法律相談

(市民生活部男女平等参画課)

男女平等参画に関する苦情申出制度

(市民生活部男女平等参画課)

推進の方向2 男女平等参画の視点に立った教育の推進

依然として残る固定的性別役割分担意識は長い時間をかけて形成されており、急激な解消は難しいといえます。しかしながら男女平等参画の意識も、人間形成のさまざまな段階を通して徐々に培われるものです。そのため教育の役割が大きく、家庭、職場、学校、地域社会などさまざまな場における男女平等参画の視点に立った教育を着実に進めていくことが重要です。

■家庭における男女平等教育の推進

苫小牧市男女平等参画推進条例
 第3条4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。
 第11条 市は、学校教育、社会教育等において、男女平等参画に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講じるものとする。

施策の内容	担当部
(1)家庭教育に関する学習機会の充実 社会の慣習や慣行にとらわれず「個」を認め合う家庭教育が行われ、健全な家庭を築くよう母親父親に対する学習機会と情報提供の充実に努めます。	健康こども部
(2)家庭責任を担う意識の醸成と学習機会の充実 家事・育児・介護などの家庭責任を男女が共に担う意識の醸成を図り、特に男性の生活・自活能力を高める学習機会の充実に努めます。	市民生活部

主な事業

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| (1) 家庭生活に関する講座等の開催 | (市民生活部男女平等参画課) |
| 家庭教育相談の実施 | (健康こども部青少年課) |
| 「道民家庭の日」の啓発 | (健康こども部青少年課) |
| 就学前保護者への家庭教育学習会の実施 | (健康こども部青少年課) |
| (2) 男性を対象にした料理講座「男のキッチン」の開催 | (市民生活部男女平等参画課) |
| 夏休み親子料理教室等の開催 | (市民生活部男女平等参画課) |

■学校における男女平等教育の推進

苫小牧市男女平等参画推進条例
 第3条 男女平等参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱い又は性別に起因すると認められる暴力的行為を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。
 (3)セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)
 第11条 市は、学校教育、社会教育等において、男女平等参画に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講じるものとする。

施策の内容	担当部
(1)人権尊重や男女平等教育の推進 人権の尊重や男女平等、相互理解・協力についての指導の充実を図ります。 また、多様な選択が可能となるよう性別にとらわれず個々の能力や個性の伸長を図る教育を推進します。	市民生活部 教育部
(2)家庭科教育の推進 男女が共に家庭責任を担うため家庭科教育の充実を図ります。	教育部
(3)いじめやセクシュアル・ハラスメントの根絶 学校内でのいじめやセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けて家庭や地域、関係機関との連携を強めます。	教育部
(4)教材等への配慮 道徳や特別活動の時間などにおいて、教材や題材に配慮し男女平等の考え方に立った指導を行います。	教育部
(5)学校関係者の意識の高揚 学校教育に携わる教職員や関係者が、男女平等参画の視点に立った教育を進められるよう意識の高揚を図ります。	教育部

主な事業

- | | |
|---------------------------------|----------------|
| (1) 小学校向けの男女平等参画に関するリーフレット等の作成 | (市民生活部男女平等参画課) |
| 「道徳」や「特別活動」における男女平等・相互理解教育の推進 | (教育部指導室) |
| (2) 小・中学校における家庭科教育の充実 | (教育部指導室) |
| (3) 苫小牧市いじめ問題子どもサミットの開催 | (教育部指導室) |
| (4) 教材や題材に配慮した「道徳の時間」や「特別活動」の指導 | (教育部指導室) |
| (5) 職員研修の実施 | (教育部指導室) |

■社会における男女平等教育の推進

苫小牧市男女平等参画推進条例
 第11条 市は、学校教育、社会教育等において、男女平等参画に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講じるものとする。

施策の内容	担当部
(1) 学習機会の充実と多様なプログラムの提供 生涯各期の市民の学習ニーズに対応する学習機会の充実と、多様なプログラムの提供に努めます。	市民生活部
(2) 女性団体等の育成と社会参画につながる学習機会の充実 女性団体等が行う学習活動を支援します。また、生涯学習を通して身につけた知識や技術を社会に還元できる学習機会の充実に努めます。	市民生活部

主な事業

- (1) 生涯学習施設における男女平等参画推進に関する講座の開催

(市民生活部市民生活課、男女平等参画課)

 - 出前講座の実施 (関係部署)
- (2) 女性のための起業セミナー、女性のためのエンパワーメント*1 講座等の開催

(市民生活部男女平等参画課)

 - サークル活動支援、サークル育成 (市民生活部男女平等参画課)
 - 女性団体に対する活動支援 (市民生活部男女平等参画課)

*1 エンパワーメント

「力をつけること」をいい、女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的に自己決定力を身につけて力を持った存在となることを意味します。

推進の方向3 性の尊重など人権についての認識の浸透

性の尊重については、性に関し正しい知識を身につけ、理解することが重要です。

情報の中には、固定的性別役割分担意識をイメージするものや人権を阻害するもの、青少年の健全育成に影響を及ぼすものなどがあります。

情報の発信には社会的な影響に配慮することが求められます。

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの問題は、被害者の多くが女性であり、人権侵害としてとらえられています。これらの暴力は、固定的な性別役割分担意識や経済的な格差、上下関係など社会状況を反映した構造的問題が要因といえます。

ドメスティック・バイオレンスは、家庭内で起きる問題であるため潜在化しており、まだ多く被害を受けている女性がいますと考えられます。被害者の支援が急務となっています。

さらに、男性の被害者も増えています。あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進し、人権尊重の認識が図られるよう努めます。

■性の尊重についての意識の啓発

苦小牧市男女平等参画推進条例
 第3条 男女平等参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱い又は性別に起因すると認められる暴力的行為を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
 第3条5 男女平等参画の推進は、男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康が生涯にわたり配慮されることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
(1) 学校における性教育の充実 人間尊重と男女平等の精神に基づき、子どもが成長段階に応じ性に関する知識を身につけ、適切な意思決定や行動選択ができるよう指導の充実に努めます。	教育部
(2) 性の尊重や性の多様性、母性保護への理解 性の尊重や性の多様性、母性保護に対する理解を深めるための学習機会の充実や広報・啓発に努めます。	市民生活部 健康こども部
(3) 青少年への有害環境の浄化 有害環境排除モニターを中心に、性や暴力等に関する過激な情報に関し、危険箇所の点検を実施し排除に努めます。また、児童・生徒を性犯罪等から守るための運動の推進に努めます。	健康こども部
(4) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*1の意識の浸透 女性の人権の視点からリプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透を図ります。	市民生活部 健康こども部

*1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

性と生殖に関する健康と権利と訳しています。

妊娠・出産・中絶などに関わる女性の健康を重視し、出産の決定や安心な妊娠・出産など、生涯にわたって女性が自分の健康を主体的に守る権利をいいます。

主な事業

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| (1) 学校における性教育の実施 | (教育部指導室) |
| (2) 健康講座の実施、母性保護に関する啓発 | (市民生活部男女平等参画課) |
| ジェンダー、LGBT*2に関する講座、講演会等の開催 | (市民生活部男女平等参画課) |
| 高校生向け性教育講演会 | (健康こども部健康支援課) |
| 妊娠葛藤相談対応 | (健康こども部健康支援課) |
| (3) 「指導センターだより」の発行 | (健康こども部こども支援課) |
| 市内青少年への喫煙・飲酒・薬物乱用防止啓発活動 | (健康こども部こども支援課) |
| 「子どもを守り心を育てる運動」の取組 | (健康こども部こども支援課) |
| 非行の未然防止・早期発見・早期支援のための巡回指導 | (健康こども部こども支援課) |
| 関係団体との協力 | (健康こども部こども支援課) |
| 「子ども SOS の家」、「子ども SOS カー運動」の普及促進 | (健康こども部こども支援課) |
| (4) 健康講座の実施、啓発 | (市民生活部男女平等参画課) |
| 研修会への参加による保健師のスキル向上 | (健康こども部健康支援課) |

*2 L G B T

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせたものです。性的少数者と言われることもあります。

■男女平等参画の視点に立った表現の配慮

苫小牧市男女平等参画推進条例
 第7条2 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、前項各号に掲げる差別的
 取扱い又は暴力的行為を助長し、又は連想させる表現その他の男女平等参画の推進
 を阻害する表現を行わないよう努めなければならない。

施策の内容	担当部
(1) 市の広報・出版物等における適切な表現の配慮 市が発行する広報誌や出版物等において、情報を得る対象は多様であることを念頭におき、固定観念にとらわれない表現をするよう努めます。	総合政策部 市民生活部 関係部
(2) あらゆる暴力の根絶 セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、売買春など、人権を侵す行為の根絶に向けて、関係機関と連携し予防のための啓発に努めます。	市民生活部 健康こども部

主な事業

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| (1) 広報とまこまいなどでのわかりやすい情報発信 | (総合政策部秘書広報課) |
| 男女平等参画の視点からの市の広報等の手引きの作成 | (市民生活部男女平等参画課) |
| 「男女平等参画の視点からの公的広報の手引き」(北海道発行)の活用 | (関係部署) |
| (2) 民間団体と連携した人権講演会の開催 | (市民生活部男女平等参画課) |
| ハラスメント防止に関する講座の開催 | (市民生活部男女平等参画課) |
| DV防止啓発事業の実施 | (市民生活部男女平等参画課) |
| 関係機関からの資料情報収集、提供 | (健康こども部こども支援課) |

基本目標Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶(DV防止計画)

推進の方向1 配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の推進

配偶者や配偶者以外のパートナーからの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

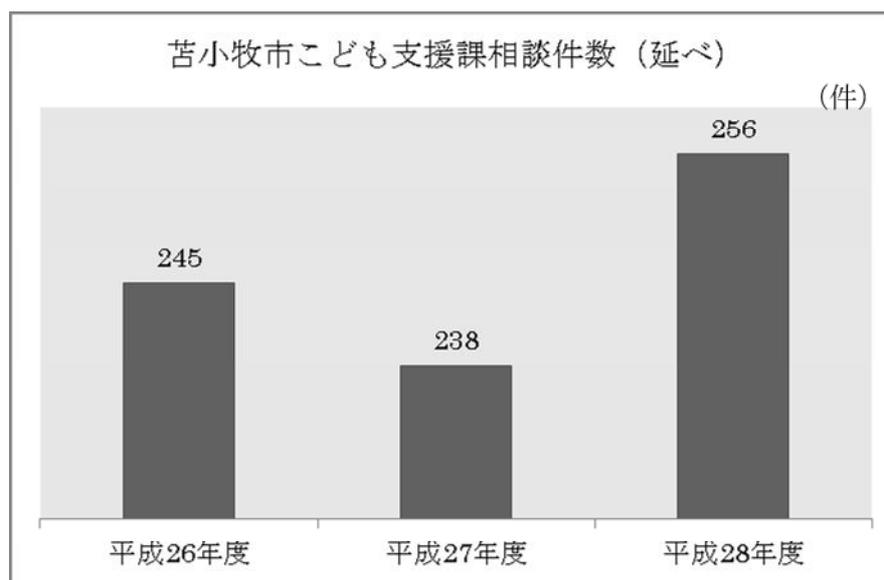
暴力とは、身体への暴力だけではなく、精神的な暴力や性的な暴力等身体的な暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を含むものです。

苫小牧市のDV相談件数は依然として多い状態です。(参考図表3)

配偶者等からの暴力を根絶するためには、市民一人ひとりが配偶者や配偶者以外のパートナー間の暴力が重大な人権侵害であることへの認識を深め、これを容認しない社会の実現に向け取り組む必要があります。

男女平等参画社会の実現を図るため、配偶者等からの暴力防止に向けた広報・啓発活動の推進を図ります。

参考図表3 DV相談件数



※健康こども部こども支援課資料から

■ 広報・啓発活動の推進

苫小牧市男女平等参画推進条例
 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。
 (1) 性別による差別的取扱い
 (2) ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。)
 (3) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)
 (4) 前2号に掲げるもののほか、性別に起因すると認められる暴力的行為

施策の内容	担当部
(1) 配偶者からの暴力防止に向けた啓発 配偶者やパートナー、親密な関係にある男女間の暴力など、男女平等参画を阻害する暴力は許さないという意識が、社会全体で共有されるよう啓発に努めます。	市民生活部 健康こども部
(2) 若年層に対する予防啓発 交際相手からの暴力に関する若者への理解を促進するよう啓発に努めます。	市民生活部

主な事業

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| (1) 民間団体と連携した人権講演会の開催 | (市民生活部男女平等参画課) |
| ハラスメント防止に関する講座の開催 | (市民生活部男女平等参画課) |
| DV防止啓発事業の実施 | (市民生活部男女平等参画課) |
| 出前講座の実施 | (健康こども部こども支援課) |
| (2) デートDV防止啓発のための中高校への出前授業の実施 | (市民生活部男女平等参画課) |

推進の方向 2 DV 被害者への支援体制の充実

配偶者からの暴力は、外部からの発見が困難である家庭内において行われるため、被害が潜在化しやすく、また、その被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難であるなどの事情にある女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等参画社会の実現の妨げになるものです。

男女平等参画社会の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることが必要であり、市民一人ひとりが、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、取り組んでいくことが必要です。

■相談体制の充実

施策の内容	担当部
(1) 専門相談員による相談体制の充実 相談窓口の周知に努め、相談者に対して専門の相談員が助言・指導を行うなど相談体制の充実を図ります。	健康こども部
(2) 相談における 2 次被害の防止の徹底 市の関係部署において窓口担当者等が被害者に対応するときは、被害者に 2 次被害が生じないよう配慮に努めます。	市民生活部 健康こども部

主な事業

- | | |
|------------------------------|----------------|
| (1) 女性相談員の配置 | (健康こども部こども支援課) |
| (2) 住民基本台帳事務における DV 等の支援措置 | (市民生活部住民課) |
| ワンストップサービスの実施、DV 関係機関連絡会議の実施 | (健康こども部こども支援課) |
| 「DV 対応ハンドブック」の活用 | (関係部署) |

■支援体制の充実

施策の内容	担当部
(1) 民間シェルター支援 ドメスティック・バイオレンス等の被害女性の保護や自立支援を行う民間シェルターを運営する団体に対し、財政支援を行い、連携しながら被害者支援の充実を図ります。	市民生活部
(2) 被害者自立の支援 被害者の状況に応じて、自立を支援するための制度の情報提供や周知に努めます。	福祉部 健康こども部
(3) 関係機関と連携した被害者支援 警察、民間シェルターなど関係機関と連携し、被害者の保護支援に努めます。	市民生活部 健康こども部

主な事業

- | | |
|-------------------------------------|------------------------------|
| (1) 民間シェルター運営費補助 | (市民生活部男女平等参画課) |
| (2) 生活困窮者自立相談支援事業
DV 関係機関連絡会議の実施 | (福祉部総合福祉課)
(健康こども部こども支援課) |
| (3) DV 相談委託事業 | (市民生活部男女平等参画課) |
| 関係機関との連携 | (市民生活部男女平等参画課) |
| DV 関係機関連絡会議の実施 | (健康こども部こども支援課) |

基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進(女性活躍推進計画)

推進の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女平等参画社会は、社会を構成する誰もが性別に関わりなく個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画する社会です。これまで男性中心となっていた場についても、さまざまな分野において政策や方針決定に女性が参画し、意見や考え方を反映させることが重要です。

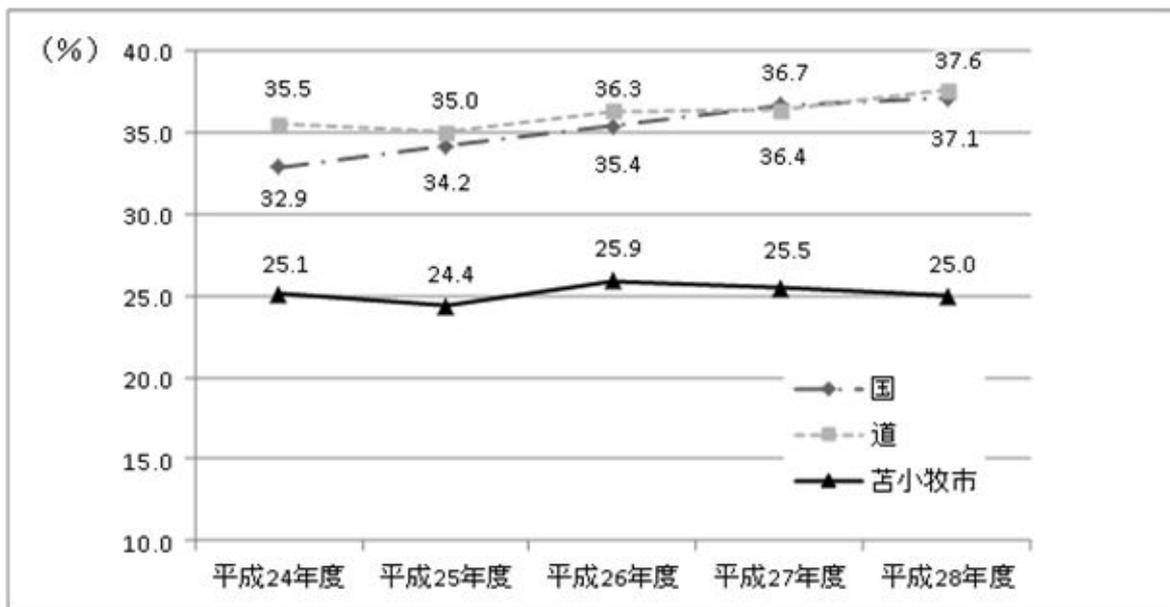
市の審議会等の女性委員の比率は、平成28年(2016年)4月現在で25%となっており、前計画「苫小牧市男女平等参画基本計画(第2次)」において目標とした35%には至っていない現状にあります。(参考図表4)

また、「男女の地位などは平等になっていると思うか」について、男女平等参画に関する市民意識調査では、仕事の間及び政治や行政の間で男女の平等感が低い結果となっており、平成26年(2014年)10月に実施した男女平等参画に関する企業実態調査からは、役職別の男女割合で女性の割合が低いことがわかります。(参考図表5)

市民一人ひとりの生活に密接に関わるまちづくりに性別に関わりなく参画するために、積極的に女性の登用を図る必要があります。

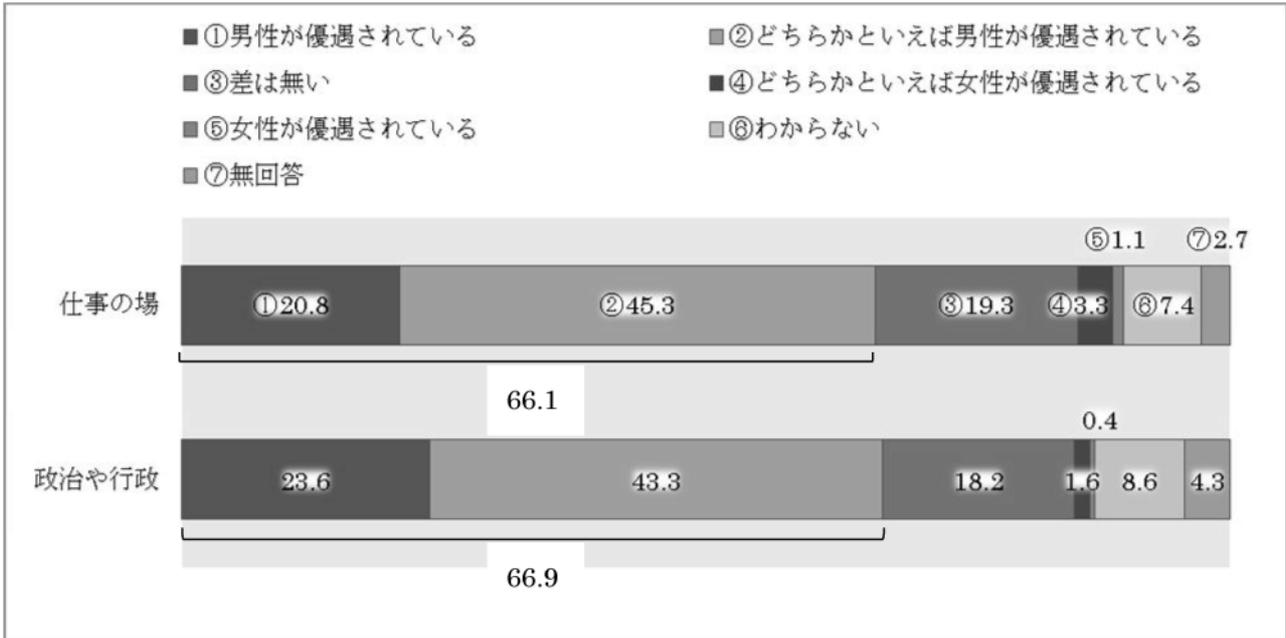
また、女性がさまざまな分野で、責任ある地位に就くことや、重要な役割を担うことを促進し、そのための人材育成が必要です。

参考図表4 審議会等における女性委員の参画状況



※資料出所 国 内閣府各年9月現在
道 環境生活部各年4月現在
市 総務部行政監理室各年4月現在

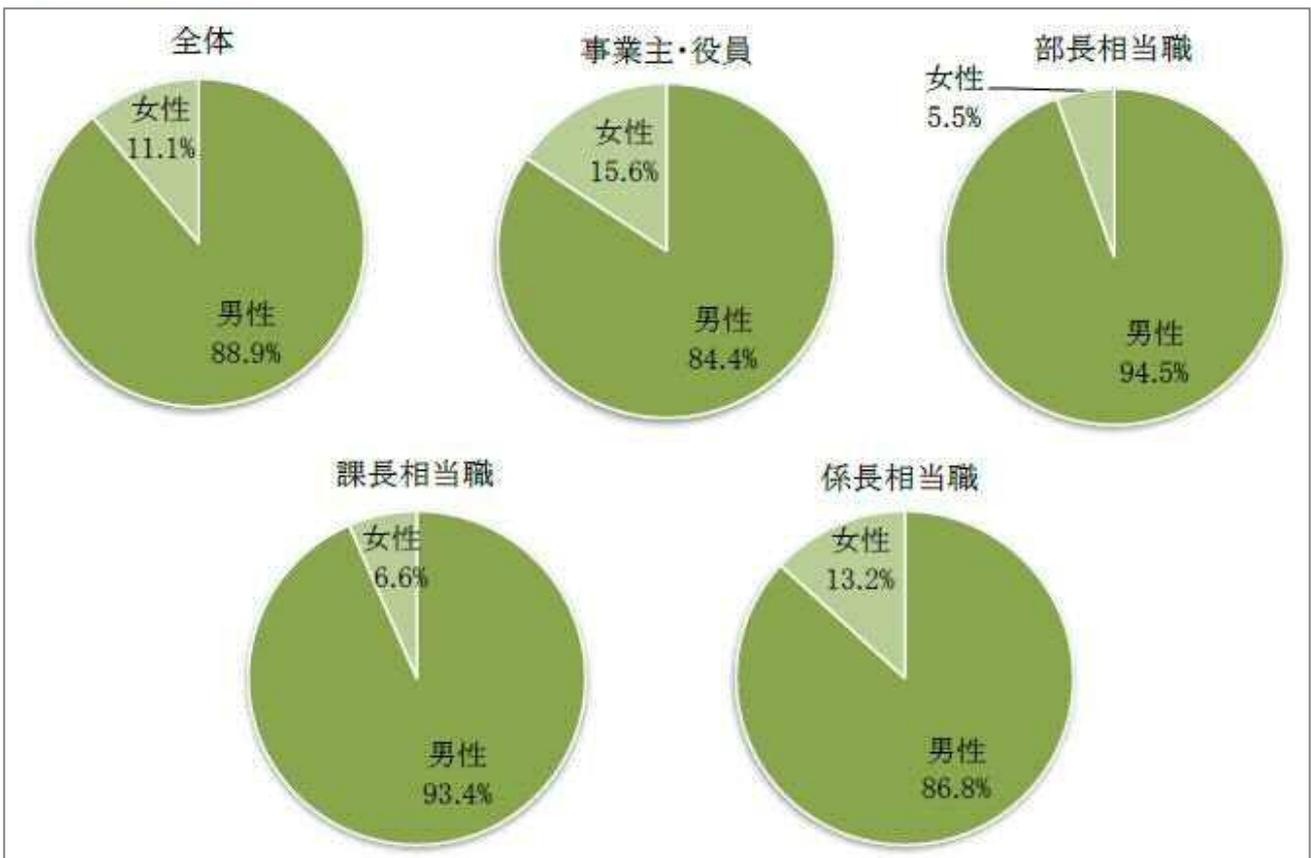
参考図表5 男女の地位などの平等感



全体 N=698 【単位 %】

※平成 28 年(2016 年)2 月～3 月実施「男女平等参画に関する市民意識調査」(市民生活部男女平等参画課)

苫小牧市の企業における役職別の男女割合



全体 N=3,998 【単位 %】

※平成 26 年(2014 年)10 月実施「男女平等参画に関する企業実態調査」(市民生活部男女平等参画課)

■ 審議会等への女性の参画の促進

苫小牧市男女平等参画推進条例
 第3条3 男女平等参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。
 第13条 市は、積極的改善措置を講じることにより、審議会等における委員の男女の数の均衡を図るよう努めなければならない。

施策の内容	担当部
(1) 審議会等への女性の参画促進 市が設置する審議会・委員会等の女性委員の割合については、段階的に目標を立て達成していきます。	総務部
(2) 公募制の促進、重複登用の制限 女性委員の登用を図る方法として、委員の選出には原則として公募制を取り入れます。また、さまざまな審議会の性質を考慮し、同一人の重複登用を制限し、適切な人材登用を図ります。	総務部
(3) 人材情報の収集 市の審議会等への登用を促進するため、地域や団体等で活躍する女性の人材の情報収集に努めます。	市民生活部

主な事業

- (1) (2) (3) 各種審議会・委員会等の運営 (関係部署)
- (3) 女性人材バンクの設置、登録者の育成 (市民生活部男女平等参画課)

■市女性職員の登用促進及び職域拡大

苦小牧市男女平等参画推進条例
 第3条3 男女平等参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
市女性職員の登用促進及び職域拡大 市女性職員の採用、職域拡大、管理職への登用促進を図り、行政における女性の参画を促進します。	総務部

主な事業

～Change Work Style～ワークもライフもイキイキプラン(特定事業主行動計画)

「女性職員の活躍推進に関する事項」の推進

(総務部行政監理室)

■企業や団体等における女性の参画の促進

苦小牧市男女平等参画推進条例
 第3条3 男女平等参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
 第14条 市は、男女平等参画に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

施策の内容	担当部
(1)企業や団体等における女性の参画促進 企業や団体等において、方針決定過程への女性の参画が促進されるようさまざまな機会をとらえ、関係機関と連携を図り情報の提供等を行い啓発に努めます。	市民生活部
(2)女性の参画状況の把握 企業や団体等における女性の参画状況の把握に努めます。	産業経済部

主な事業

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 企業表彰の実施 | (市民生活部男女平等参画課) |
| 他機関からの情報収集、提供 | (市民生活部男女平等参画課) |
| (2) 男女平等参画に関する企業実態調査の実施 | (市民生活部男女平等参画課) |
| 労働基本調査の実施 | (産業経済部工業労政課) |

■女性の能力向上

苫小牧市男女平等参画推進条例
 第3条3 男女平等参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
<p>能力向上の取り組み</p> <p>さまざまな分野で女性が参画するために、エンパワーメントの学習会の開催などの取り組みを行います。</p>	<p>市民生活部</p>

主な事業

- 女性のための起業セミナー、女性のためのエンパワーメント講座等の開催 (市民生活部男女平等参画課)
- キャリアカウンセリングの実施 (市民生活部男女平等参画課)
- 利用者による活動発表、情報発信の機会の提供 (市民生活部男女平等参画課)

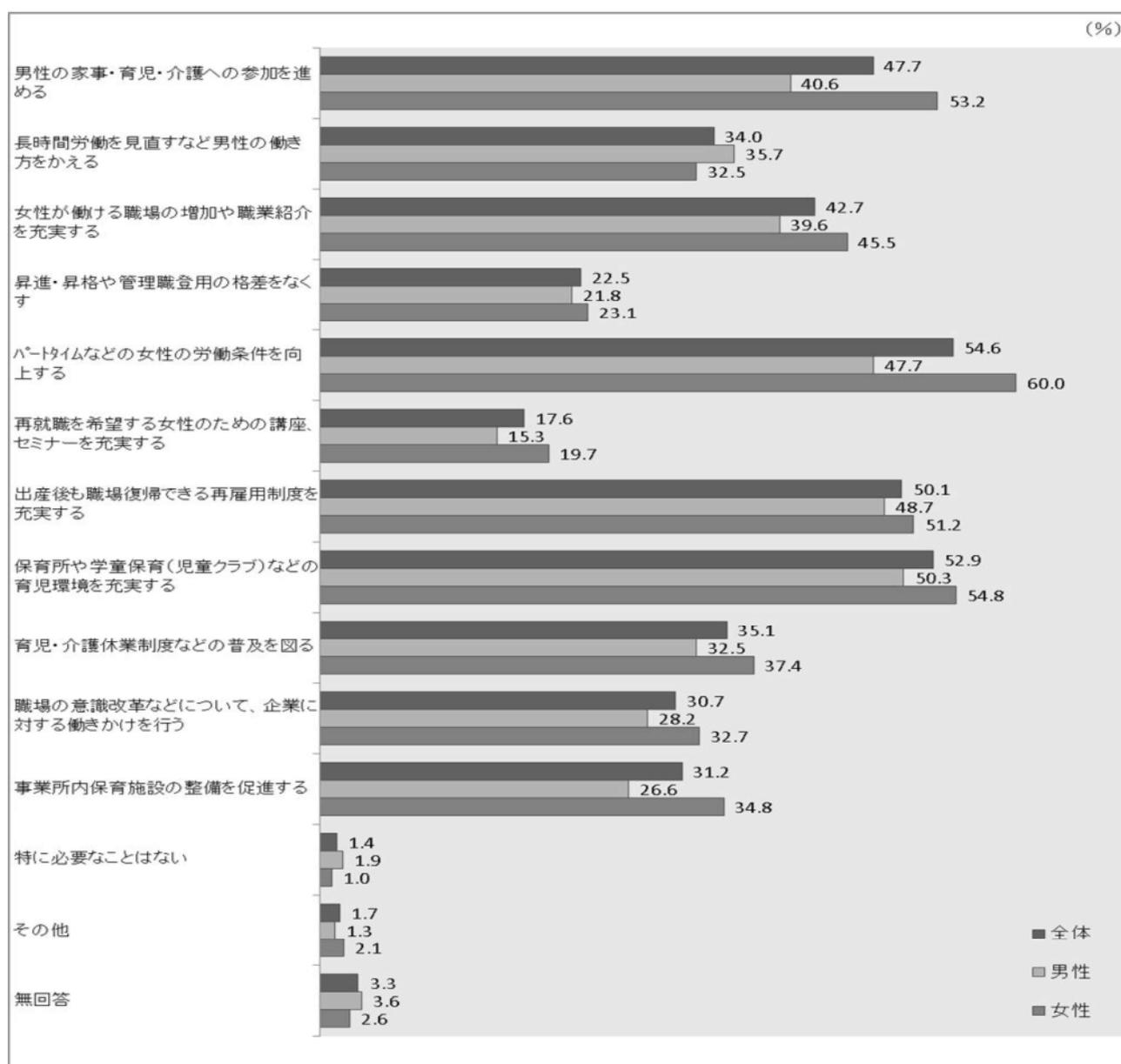
推進の方向 2 家庭生活と他の活動との両立支援

家事や子育て、介護など家庭生活における責任は、性別に関わりなく、お互いを尊重し協力して担うべきものです。しかし、就労している女性を含めその責任の多くを女性が担っている現状にあります。男性も、職場優先の社会風土が依然として残っており、仕事と家庭生活の両立ができる労働環境にはなっていない現状にあります。

男女平等参画に関する意識調査でも、「女性が働きやすい環境をつくるためには、どのようなことが必要だと思うか」の質問に、「労働条件の向上」、「育児環境の充実」、「職場復帰できる再雇用制度の充実」、「男性の家事への参加」が多い結果となっています。(参考図表 6)

性別にかかわらず多様なライフスタイルを選択し、家庭や仕事、地域社会などあらゆる活動が両立できる環境整備が必要です。

参考図表 6 女性が働きやすい環境をつくるためには、どのようなことが必要だと思うか(複数回答)



全体 N=698 【単位 %】

※平成 28 年(2016 年)2 月～3 月実施「男女平等参画に関する市民意識調査」(市民生活部男女平等参画課)

■家庭生活における男女平等参画の促進と他の活動との両立支援

苫小牧市男女平等参画推進条例

第3条4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
(1) 家庭生活における男女平等参画の促進と他の活動との両立支援 家事・育児・介護等家庭生活における 固定的な 役割分担意識の是正のための啓発を行うとともに、 家庭生活 と他の活動を両立させるための制度等の周知に努めます。	市民生活部
(2) 出産・育児に関する学習機会の充実 これから親になる男女に対し、妊娠から育児まで共に学ぶ機会の充実を図ります。	健康こども部
(3) 職場中心の意識 やライフスタイルの見直し 仕事 と家庭生活の調和をとりながら暮らせるよう働き方や意識の見直しを進める啓発に努めます。	総務部 産業経済部

主な事業

- | | |
|---|----------------|
| (1) 家庭生活に関する講座等の開催 | (市民生活部男女平等参画課) |
| 男女平等参画推進センター図書資料室の充実 | (市民生活部男女平等参画課) |
| 苫小牧市男女平等参画情報誌「ふりーむ」での情報提供 | (市民生活部男女平等参画課) |
| 男性の家事・育児参画への意識改革・啓発講座 | (市民生活部男女平等参画課) |
| (2) パパママ教室、パパカフェの実施 | (健康こども部健康支援課) |
| (3) ～Change Work Style～ワークもライフもイキイキプラン(特定事業主行動計画) | |
| 「職員の勤務環境に関する事項」の推進 | (総務部行政監理室) |
| 離職防止等処遇改善事業 | (産業経済部工業労政課) |

■多様なライフスタイルに対応した子育て、介護支援

苫小牧市男女平等参画推進条例
 第3条4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
(1) 多様な保育サービスの提供 一時保育や休日保育・延長保育をはじめさまざまな形態で働く男女に配慮した多様な保育サービスの提供に努めます。	健康こども部
(2) 子育て支援センター・児童館の設置と利用促進 子育て支援センターや児童館を増設し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和するなど子どもの健やかな育ちを促進します。	健康こども部
(3) 子どもの発達・育児などの相談の充実 子どもの発達や育児についての理解を深めるために、子育て教室や相談体制の充実を図ります。また、子育て中の親子が集まり、気軽に仲間づくりができる場の充実に努めます。	健康こども部
(4) ひとり親家庭の支援 ひとり親家庭からの生活・養育相談に対応するため、専門相談員による助言・指導を行うなど相談体制の充実を図ります。	健康こども部
(5) 障がいのある子どもに関する相談・指導體制の充実 障がいのある子どもやその家族に対して、相談や指導の支援体制の充実を図ります。	福祉部
(6) 児童虐待に関する支援 児童虐待や養育困難などの相談に対応するため専門相談員による助言・指導を行うなど相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携をとりながら要保護児童とその家族の支援に努めます。また、児童虐待の予防策として、育児不安や親の孤立化を防ぐための支援の充実を図ります。	健康こども部
(7) 介護に対する相談支援体制の充実 介護に対する不安や悩みに対して、相談支援体制の充実を図ります。	福祉部

主な事業

- | | |
|------------------------------|----------------|
| (1) 一時保育、休日保育事業、延長保育事業 | (健康こども部こども育成課) |
| ファミリーサポートセンター事業 | (健康こども部こども支援課) |
| (2) 地域子育て支援拠点事業 | (健康こども部こども育成課) |
| 沼ノ端鉄北地区複合施設整備事業 | (健康こども部青少年課) |
| (3) とまベビータイムの開催 | (健康こども部青少年課) |
| 赤ちゃん教室の実施 (2 か月・7 か月・12 か月児) | (健康こども部健康支援課) |

- | | |
|------------------------|----------------|
| (4) 母子父子自立支援員の配置 | (健康こども部こども支援課) |
| 母子家庭等自立支援給付金支給事業 | (健康こども部こども支援課) |
| 母子家庭等児童入学援助金 | (健康こども部こども支援課) |
| 児童扶養手当 | (健康こども部こども支援課) |
| ひとり親家庭等日常生活支援事業 | (健康こども部こども支援課) |
| ひとり親家庭学習支援事業 | (健康こども部こども支援課) |
| (5) 乳幼児への発達相談・通所指導 | (福祉部発達支援課) |
| (6) 苫小牧市要保護児童対策地域協議会運営 | (健康こども部こども支援課) |
| 児童相談員、専門職の配置 | (健康こども部こども支援課) |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | (健康こども部健康支援課) |
| (7) 地域包括支援センター運営業務 | (福祉部介護福祉課) |

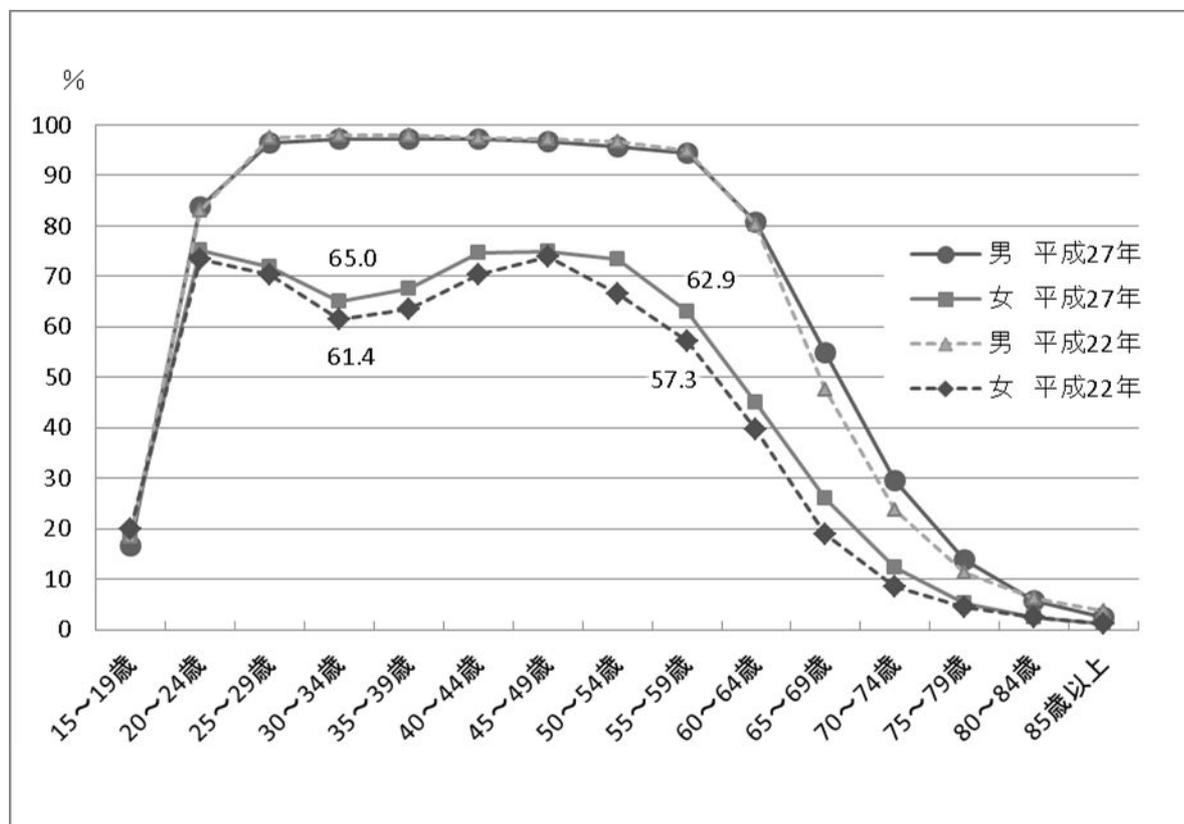
推進の方向 3 就労等における男女平等の確保

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など、働く環境に関し制度面では整備がされてきました。女性の就労については、M字カーブといわれ子育てが一段落した後、再就職する傾向がありますが、家事や育児等の負担が大きい年代の30代で60%を超える就労率になっており、各年代でも就労率は徐々に上がっています。(参考図表7)

しかしながら、女性の場合、出産後も職場復帰できる体制が整っていない場合もあり、また、非正規の雇用形態が多く、就職状況や賃金格差など依然として厳しい状況にあります。

また、職場環境においてセクシュアル・ハラスメントは、対象が男女であるものの、被害の多くは女性です。すべての労働者が均等な機会が与えられ働き続けることができるよう就労環境の整備が必要です。

参考図表 7 苫小牧市の年齢階級別労働力率



※国勢調査から

■男女平等な雇用環境の整備

苫小牧市男女平等参画推進条例
 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女平等参画の推進に積極的に取り組むとともに、その事業に従事する男女が職場における活動と家庭生活における活動等とを両立できるよう職場環境の整備に努めなければならない。
 2 事業者は、市が実施する男女平等参画に関する施策に協力するよう努めなければならない。
 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。
 (3)セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)

施策の内容	担当部
(1) 男女雇用機会均等法の周知 募集・採用・配置・昇進など雇用管理での女性への差別を禁止した男女雇用機会均等法の周知に努めます。	産業経済部
(2) 女性労働者の能力発揮促進 企業において、女性を積極的に活用し能力発揮の取り組みがなされるよう、関係機関と連携し啓発に努めます。	産業経済部
(3) セクシュアル・ハラスメント等防止の啓発と相談窓口の周知 労働環境を悪化させるセクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント等の防止の啓発と相談窓口の周知に努めます。	産業経済部
(4) 男女雇用機会均等法に基づく紛争解決援助制度の周知 職場における男女差別など男女雇用機会均等法に基づく労働者と事業主の間の紛争解決のための援助など制度の周知に努めます。	産業経済部
(5) 育児・介護休業法や働く女性の健康管理制度の周知 育児・介護休業法や働く女性の母性保護や母性健康管理制度の周知に努めます。	産業経済部

主な事業

- | | |
|------------------------------|--------------|
| (1)～(3) 離職防止等処遇改善事業 | (産業経済部工業労政課) |
| (2) 女性復職支援事業 | (産業経済部工業労政課) |
| (4)～(5) 広報、ホームページなどによる法制度の周知 | (産業経済部工業労政課) |

■女性の就業機会の拡大

苫小牧市男女平等参画推進条例
 第3条4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
(1) 女性の再就職支援 結婚・育児・介護などを理由として退職した女性の再就職支援のため、関係機関と連携し相談や学習機会の充実に努めます。	市民生活部 産業経済部
(2) 再就職や就業形態に関する情報収集・提供 再就職や起業を目指す女性のための情報や在宅勤務・SOHO*1などの新しい就業形態の情報の収集と提供に努めます。	市民生活部 産業経済部

*1 SOHO

スモールオフィス・ホームオフィスの略。パソコンなどの情報通信機器を利用して、小さな事務所や自宅などで事業を行うことをいいます。

主な事業

- (1) スキルアップセンターとの連携による支援 (市民生活部男女平等参画課)
- (1)～(2) 女性のための起業セミナー、女性のためのエンパワーメント講座の実施、
 マザーズハローワークとの共催による再就職準備セミナーの実施、
 女性のためのキャリアカウンセリングの実施 (市民生活部男女平等参画課)
- 女性復職支援事業 (産業経済部工業労政課)
- (2) 関係機関と連携した情報提供 (市民生活部男女平等参画課)

■多様な働き方における労働環境の整備

苫小牧市男女平等参画推進条例
 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女平等参画の推進に積極的に取り組むとともに、その事業に従事する男女が職場における活動と家庭生活における活動等とを両立できるよう職場環境の整備に努めなければならない。
 2 事業者は、市が実施する男女平等参画に関する施策に協力するよう努めなければならない。
 第14条 市は、男女平等参画に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

施策の内容	担当部
(1) パートタイム労働に関する情報提供と実態の把握 企業や労働者への短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)の周知や、関連情報の提供を関係機関と連携し行います。また、企業の協力を得て、実態の把握に努めます。	産業経済部
(2) 農業・水産業・商工自営業等における女性の参画促進 雇用の形態をとらない農業や漁業、商工自営業において、男女が共に生産や経営に重要な役割を担っていることから、経営や方針決定への女性の参画促進を図ります。	産業経済部

主な事業

- (1) 労働基本調査の実施 (産業経済部工業労政課)
- (2) 人・農地プラン (産業経済部農業水産課)

■ワーク・ライフ・バランスの推進

苫小牧市男女平等参画推進条例
 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女平等参画の推進に積極的に取り組むとともに、その事業に従事する男女が職場における活動と家庭生活における活動等とを両立できるよう職場環境の整備に努めなければならない。
 2 事業者は、市が実施する男女平等参画に関する施策に協力するよう努めなければならない。

施策の内容	担当部
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の意識の醸成を図ります。	総務部 財政部 産業経済部

主な事業

- ～Change Work Style～ワークもライフもイキイキプラン(特定事業主行動計画)
 「職員の勤務環境に関する事項」の推進 (総務部行政監理室)
- 競争入札参加資格審査におけるワーク・ライフ・バランス等の取組の評価 (財政部契約課)
- 離職防止等処遇改善事業 (産業経済部工業労政課)

推進の方向 4 地域社会への男女平等参画の促進

住みやすい快適なまちづくりのため、性別に関わりなく地域に参画していくことが重要です。女性は地域活動の担い手として役割を果たしていますが、主要な役職に就く割合が低い傾向にあります。また、男性は、これまでの仕事中心の意識やライフスタイルから、職場、家庭、地域社会のバランスのとれた生き方への変化が求められています。

■地域社会への男女平等参画の促進

苫小牧市男女平等参画推進条例

第3条2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

第3条4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
(1) 地域活動への男女平等参画の促進 男女が生き生きと暮らすことができる地域社会をつくるため、町内会やPTA、ボランティアなどの活動への参画を促進します。	市民生活部
(2) 地域社会への男女平等参画の重要性の啓発 町内会やPTAなど地域活動に男女が共に参画し、共に責任ある役割を担う重要性について理解を深めてもらうよう努めます。	市民生活部

主な事業

- (1) 町内会加入促進事業 (市民生活部市民生活課)
- (2) エンパワーメント講座、地域防災講座等、各種男女平等参画講座の開催 (市民生活部男女平等参画課)

■防災分野への男女平等参画の促進

苦小牧市男女平等参画推進条例
 第3条2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
 第3条4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
(1) 地域防災における男女平等参画の促進 防災や災害復興において男女のニーズを考慮し、女性の視点を生かした地域防災組織の活動を促進します。また、地域で活動する消防団においては、女性の参画を促進し地域住民に対する防火指導や啓発活動に努めます。	市民生活部 消防本部
(2) 防災に関する学習機会の提供 防災の分野において男女が共に活躍するため防災セミナーなど学習機会の充実に努めます。	市民生活部 消防本部

主な事業

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 自主防災組織活動の支援 | (市民生活部危機管理室) |
| 防火指導や防火啓発活動の実施 | (消防本部) |
| (2) 市民防災講座・出前講座の開催 | (市民生活部危機管理室) |
| 救命講習会の開催 | (消防本部) |

■男女平等参画の視点を生かした国際交流の促進

苫小牧市男女平等参画推進条例
 第3条6 男女平等参画の推進は、国際社会における男女平等参画に関する取組を踏まえながら行われなければならない。

施策の内容	担当部
(1) 異文化・価値観の多様性を理解するための学習機会の充実 男女平等参画の推進が世界の動きと連動していることから国際的認識を深めるため、学校教育、社会教育において異文化や価値観の多様性の理解を深める学習機会の充実に努めます。	市民生活部 教育部
(2) 「草の根」国際交流の実現 多くの市民が国際交流に関わるきっかけをつくるため、外国人と気軽に交流できる機会を提供します。	総合政策部

主な事業

- | | |
|--------------------------------|----------------------------|
| (1) 外国語講座・外国料理講座、色んな国の楽器講座等の開催 | (市民生活部市民生活課) |
| 英会話講座、世界の料理、外国人講師から学ぶ講座の開催 | |
| 外国語指導助手の活用 | (市民生活部男女平等参画課)
(教育部指導室) |
| (2) 苫小牧市国際交流ボランティア登録制度の推進 | (総合政策部市民自治推進課) |
| 外国人住民との交流会 | (総合政策部市民自治推進課) |

基本目標Ⅳ 健康で生き生きと暮らせる環境の整備

推進の方向1 生涯にわたる健康づくりの推進

生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと暮らせることが重要です。

男女がお互いに身体の特徴を理解し思いやりをもって生きることは男女平等参画社会の基本です。女性は特に妊娠・出産など男性と異なる身体機能により健康上の問題を多く抱えるため、正しい性の知識を身につけ、健康の維持・管理を行うことが必要です。

女性が安心して子どもを産むことができる環境整備や、男女がお互いを理解した生涯各期における健康づくりを支援していくことが必要です。

■健康の保持・促進

苫小牧市男女平等参画推進条例
第3条5 男女平等参画の推進は、男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康が生涯にわたり配慮されることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
(1) 健康管理や病気予防対策の充実 市民の心身の健康管理や病気予防のため、各種健康診断の受診向上と予防対策や相談体制の充実を図ります。	市民生活部 健康こども部
(2) 生活習慣・食生活の改善指導 健康的な生活習慣の普及や食生活の改善・指導など健康づくりを進めます。	健康こども部
(3) スポーツ活動の推進 スポーツを生活に取り入れるなど体力づくりのための活動を支援します。	総合政策部
(4) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに基づく健康支援 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に配慮した女性の生涯を通じた健康支援を行います。	健康こども部
(5) 女性の健康に関わる問題の情報収集・提供 女性の健康をおびやかす諸問題に関し情報収集と提供に努めます。	健康こども部

主な事業

- | | |
|--|--|
| (1) 特定健康診査未受診者勧奨、商業施設等での受診勧奨
がん検診事業、中学生へのピロリ菌検査・除菌支援事業
健康教育・健康相談 | (市民生活部国保課)
(健康こども部健康支援課)
(健康こども部健康支援課) |
| (2) 健康づくり事業（保健センターでの栄養教室、運動教室） | (健康こども部健康支援課) |
| (3) ウォーキングスタンプラリーの開催
フロアカーリングの普及および大会の開催 | (総合政策部スポーツ推進室)
(総合政策部スポーツ推進室) |
| (4) 研修会への参加による保健師のスキル向上 | (健康こども部健康支援課) |
| (5) がん検診推進事業、若年層への子宮頸がん検診普及啓発 | (健康こども部健康支援課) |

■妊娠・出産等に関する健康支援

苦小牧市男女平等参画推進条例
 第3条5 男女平等参画の推進は、男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康が生涯にわたり配慮されることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
(1) 妊娠・出産の諸制度の周知と健康指導 妊娠・出産期の諸制度の周知に努め、健康指導と相談体制の充実を図ります。	健康こども部
(2) 妊婦健診等母子保健事業の充実 妊婦健診や乳幼児健診などの各種健診と保健指導の充実に努めます。	健康こども部

主な事業

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| (1) 母子健康手帳交付 | (健康こども部健康支援課) |
| 子育て世代包括支援センター事業 | (健康こども部健康支援課) |
| (2) 妊婦健康診査の助成、乳幼児健診、健診の事後教室 | (健康こども部健康支援課) |

■医療体制の充実

苦小牧市男女平等参画推進条例
 第3条5 男女平等参画の推進は、男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康が生涯にわたり配慮されることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
性が尊重された医療体制 生涯にわたり健康で暮らすために、市立病院において、医療の充実に努めるとともに、女性が受診しやすい環境の整備に努めます。	市立病院

主な事業

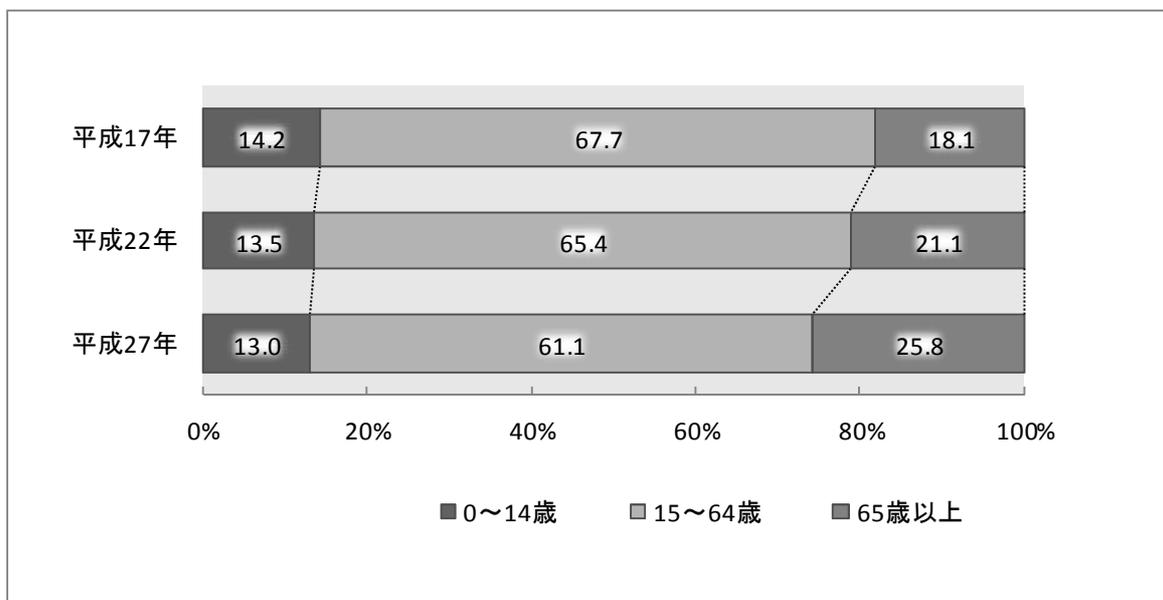
- | | |
|----------------|--------|
| 女性が受診しやすい環境の整備 | (市立病院) |
| ・女性スタッフの採用 | |
| ・助産師外来の設置 | |
| ・マタニティクラブの開催 | |

推進の方向 2 高齢者等が安心して暮らすための環境の整備

少子高齢化が進展する社会にあつて、苫小牧市も高齢化が進んでいる現状にあります。(参考図表 8)

高齢者や障がい者も社会を構成する一員として、生きがいをもって生活し社会参加できるよう社会的支援が必要であり、そのための環境整備を行っていかねばなりません。

参考図表 8 苫小牧市の年齢別人口の推移 (3 区分)



※国勢調査から

■ 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境整備

苫小牧市男女平等参画推進条例
 第3条4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
(1) 高齢者に対する福祉の整備 高齢者が健康で生き生きとした生活を送るため、保健・医療・生きがい対策や介護予防システム施策に努め、介護サービスの整備及び質的向上を図り、介護に関する相談体制の充実を図ります。	福祉部
(2) 障がい者の福祉と家族への支援 重度の障がい者とその家族に対する自立支援給付や地域生活支援事業による福祉サービスの支援体制の充実に努めます。	福祉部
(3) 高齢者や障がい者にやさしいまちづくり 高齢者や障がい者が社会生活を安全快適に送ることができるよう、各種サービス提供機関や居住空間、公共施設の整備に努め、高齢者等にやさしいまちづくりを推進します。	総務部 市民生活部 都市建設部

(4) 貧困など生活に困っている方への支援 失業・病気・人間関係などさまざまな問題で生活に困っている方の支援体制の充実に努めます。	福祉部
(5) L G B T等性的少数者に対する配慮 L G B T等性的少数者であることを理由とする偏見や差別を無くしていくため、啓発活動を行います。	市民生活部

主な事業

- | | |
|---------------------------------|----------------|
| (1) 介護支援いきいきポイント事業 | (福祉部介護福祉課) |
| 認知症サポーター養成講座 | (福祉部介護福祉課) |
| (2) 自立支援給付等事業 | (福祉部障がい福祉課) |
| 地域生活支援事業 | (福祉部障がい福祉課) |
| (3) 庁舎内洋式トイレを暖房・温水洗浄便座に変更 | (総務部総務課) |
| 庁舎内トイレに手すりの設置、洋式トイレの増設 | (総務部総務課) |
| 健康教室ふまねっとの開催 | (市民生活部市民生活課) |
| 認知症サポーター養成講座・手話講座、車いす体験等の開催 | (市民生活部市民生活課) |
| 健康・介護相談等 | (市民生活部市民生活課) |
| 都市公園のバリアフリー化 | (都市建設部緑地公園課) |
| (4) 生活困窮者自立相談支援事業 | (福祉部総合福祉課) |
| (5) ジェンダー、L G B Tに関する講座、講演会等の開催 | (市民生活部男女平等参画課) |

■高齢者や障がい者等の社会参画の促進

苫小牧市男女平等参画推進条例

第3条4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
(1) 高齢者の社会参画支援 高齢者が知識や経験を生かしたボランティア活動や地域活動、就労などさまざまな分野に活躍できるよう社会参画の支援に努めます。	市民生活部 産業経済部
(2) 障がい者の就労支援 障がい者が地域で生きがいをもって自立した生活を送るため、能力を発揮し、適性や身体の状態に応じ多様な働き方を可能にする支援の充実に努めます。	福祉部 産業経済部

主な事業

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 高齢者ボランティア主体事業の推進 | (市民生活部市民生活課) |
| (公社)シルバー人材センター運営費の補助 | (産業経済部工業労政課) |
| (2) ジョブコーチ推進事業 | (福祉部障がい福祉課) |
| 障害者雇用奨励金事業 | (産業経済部工業労政課) |

総合的な推進

庁内における推進体制

男女平等参画の施策の推進は、全庁的な取り組みであることから、基本計画を総合的かつ効果的に推進するため、庁内組織として設置した「苫小牧市男女平等参画推進会議」の充実を図ります。

苫小牧市男女平等参画審議会

苫小牧市男女平等参画推進条例に基づき設置した苫小牧市男女平等参画審議会の意見を聴き推進に努めます。

市民・団体、事業者等との連携

基本計画の推進にあたっては、市民・団体、事業者等の理解と協力を得て、連携を図りながら取り組みます。

国・道との連携

国や道と関連する施策については、国や道と連携・協力しながら推進に努めます。

国際社会の取り組みへの配慮

男女平等参画の推進は、国際的な取り組みと連動しているため、基本計画に関連する国際的動向の情報の把握に努めます。

計画の推進管理

計画に基づく施策の実施状況の年次報告書を作成し、公表します。

また、「施策の内容」については5年間で見直しを行います。なお、計画期間中において社会状況等の変化に応じ見直しを検討します。

※参考資料は、平成29年度第1回審議会配布時から変更していないため、添付しておりません。